

さいたま市認定こども園設置認可等審査部会の位置づけについて

1 本審査部会の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第17条第3項において、幼保連携型認定こども園の認可をするときは、審議会その他合議制の機関の意見を聴かなければならないと規定されているため、本審査部会において、意見を聴取するものです。

2 子ども・子育て支援新制度における認可・確認

子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」又は「地域型給付」の給付対象となるためには、施設は「認可」と併せて「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」 …… 設備や職員配置などが事業に必要な基準を満たしていること。
- 「確認」 …… 認定区分ごとの利用定員を定め、「施設型給付」又は「地域型給付」の給付対象となること。施設類型ごとの認可・確認の根拠法令及び意見聴取先は下表のとおり。

	認可・認定			利用定員の設定（確認）	
	根拠法令	権限	意見聴取	根拠法令	意見聴取
保育所	児童福祉法	さいたま市	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 [子ども政策課]	子ども・子育て支援法	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 [子ども政策課]
地域型保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業					
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）	さいたま市 (H28.3までは埼玉県)	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 認定こども園設置認可等審査部会 [のびのび安心子育て課]	子ども・子育て支援法	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 [子ども政策課]
その他の認定こども園 ・保育所型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・地方裁量型認定こども園					
幼稚園 (「施設型給付」を受ける場合)	学校教育法	埼玉県	-		

＜権限＞
さいたま市

3 根拠法令

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第一項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 [略]

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7 [略]

(都道府県における合議制の機関)

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(2) さいたま市社会福祉審議会条例

(審査部会)

第10条 [略]

2 児童福祉専門分科会に、児童の措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会を置くほか、幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事項を調査審議するため認定こども園設置認可等審査部会を置く。

3～8 [略]